

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための機器の使用の廃止に伴う手数料の一部の削除等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 工業技術総合センター試験等手数料のうち、気孔径分布測定および貫通孔測定に係る手数料を削除することとします。（別表第5関係）

○老朽化に伴い廃止となる機器に関する手数料の規定を削除するもの。

【窯業試験等手数料】

- ・気孔径分布測定 1 試料あたり 11,630 円 → 削除
- ・貫通孔測定 1 件あたり 7,190 円 → 削除

【影響額】0 千円（令和4年度） ※平年度 0 千円

(2) 旅券法に基づく事務手数料について、未交付失効旅券の発行費用の徴収のための手数料を新たに設定するとともに、一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を削除することとします。（別表第49関係）

○旅券法の一部改正により、旅券が未交付のまま失効した場合において、申請者が再度旅券の発給を申請した際に、失効した旅券の発行費用を徴収する定めが設けられたことから、手数料の規定を新設するもの。また、旅券の査証欄の余白がなくなった際に増補する手続きの定めがなくなったことから、手数料の規定を削除するもの。

- ・未交付失効後5年以内に再度申請した一般旅券の発給に係る手数料
1 件につき 4,000 円
- ・一般旅券の査証欄の増補に係る手数料 1 件につき 500 円 → 削除

【影響額】0 千円（令和4年度） ※平年度 383 千円

- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料について、仕様基準に適合するものとして低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとするときの手数料を新たに設定することとします。(別表第 68 関係)
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料について、仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとするときの手数料を新たに設定することとします。(別表第 69 関係)

○住宅における建築物エネルギー消費性能誘導基準（ZEH基準）の評価方法について、詳細計算による精密な性能評価手法しか無かったところ、省令改正により、標準的な仕様を定めることにより簡易に評価する方法が定められたことから、当該評価方法で申請された際の審査手数料を新たに設定するもの。

【審査手数料の額】

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合		評価書面が添付された場合	
		都市低炭素化法	省エネ法	都市低炭素化法	省エネ法
戸建	200㎡未満	24,000	22,000	8,300	6,300
	200㎡以上	25,000	23,000	8,300	6,300
共同住宅 または 長屋住宅	300㎡未満	39,000	37,000	13,000	11,000
	300㎡以上 2,000㎡未満	62,000	60,000	23,000	21,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	107,000	105,000	48,000	46,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	159,000	157,000	82,000	80,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	287,000	285,000	130,000	128,000
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	480,000	478,000	195,000	193,000
	50,000㎡以上	838,000	836,000	294,000	292,000

【影響額】なし（過去、県で省エネ性能の評価を必要とする申請はなし。（評価機関による評価書面が添付された申請はあるが、性能基準・仕様基準ともに手数料は同額のため影響なし））

- (5) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は令和5年3月27日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例
滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。
別表第5第2項中

「

吸 水 率 試 験	同	2,140
気 孔 径 分 布 測 定	同	11,630

を
」

「

吸 水 率 試 験	同	2,140
-----------	---	-------

に、
」

「

貫 通 孔 測 定	1 件	7,190
衝 撃 試 験	同	6,670

を
」

「

衝 撃 試 験	1 件	6,670
---------	-----	-------

に
」

改める。

別表第49を次のように改める。

別表第49

旅券法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。)第5条第1項本文の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき 2,000円(法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつて

	は、4,000円)
(2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき 2,000円(法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)
(3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき 2,000円(法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)
(4) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加に係る手数料	1件につき 300円

別表第68(2)の項イを次のように改める。

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	45,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	79,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	124,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	203,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円(評価書面の添付がなされたものにあつ

	ては、82,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	552,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	969,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,771,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	39,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	107,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	159,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)

(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	480,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円）
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	838,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円）

別表第 68 中注 4 を注 5 とし、注 3 を注 4 とし、注 2 の次に次のように加える。

- 3 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の規定に基づき定められた基準をいう。

別表第 69(2)の項イを次のように改める。

イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	42,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	122,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	284,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）

(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	550,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	967,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,769,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	60,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	157,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	285,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000	478,000円（評価書面の添

平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、193,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	836,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円)

別表第 69 注 8 中「(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 49 の改正規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧				新							
本則および付則 省略				本則および付則 省略							
別表第1から別表第4まで 省略				別表第1から別表第4まで 省略							
別表第5				別表第5							
工業技術総合センター試験等手数料				工業技術総合センター試験等手数料							
1 機械電子試験、機能材料試験等手数料 省略				1 機械電子試験、機能材料試験等手数料 省略							
2 窯業試験等手数料				2 窯業試験等手数料							
区	分	単	位	金	額	区	分	単	位	金	額
化学分析	定性分析	全成分		円	5,680	化学分析	定性分析	全成分		円	5,680
	定量分析	1成分			4,500		定量分析	1成分			4,500
	Pd、Cdの溶出試験	1試料			3,530		Pd、Cdの溶出試験	1試料			3,530
耐薬品試験		同			2,430	耐薬品試験		同			2,430
耐圧試験		同			2,190	耐圧試験		同			2,190
吸水率試験		同			2,140	吸水率試験		同			2,140
気孔径分布測定		同			11,630	(削除)					
熱膨張測定		同			6,360	熱膨張測定		同			6,360
オートクレーブ試験		同			5,070	オートクレーブ試験		同			5,070
凍害試験		1試料(10回まで)			20,980	凍害試験		1試料(10回まで)			20,980

		これを超える場合は1回	1,430
pH測定		1 試料	1,230
熱衝撃試験		同	2,450
加熱重量変化測定		同	6,400
示差熱分析		同	6,400
比重測定		同	3,070
粒度分析		同	6,890
曲げ強度試験		同	3,100
摩耗試験		同	3,900
貫通孔測定		1 件	7,190
衝撃試験		同	6,670
デザイン指導		1 時間	4,550
成績書の 複本または 証明書	和文	1 通	580
	英文	同	680
成績書の英文作成		同	2,240
注 省略			
別表第6から別表第48まで 省略			
別表第49			
旅券法に基づく事務手数料			
区	分	金	額

		これを超える場合は1回	1,430
pH測定		1 試料	1,230
熱衝撃試験		同	2,450
加熱重量変化測定		同	6,400
示差熱分析		同	6,400
比重測定		同	3,070
粒度分析		同	6,890
曲げ強度試験		同	3,100
摩耗試験		同	3,900
(削除)			
衝撃試験		1 件	6,670
デザイン指導		1 時間	4,550
成績書の 複本または 証明書	和文	1 通	580
	英文	同	680
成績書の英文作成		同	2,240
注 省略			
別表第6から別表第48まで 省略			
別表第49			
旅券法に基づく事務手数料			
区	分	金	額

(1) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。）第5条第1項本文の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき	2,000	円
(2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給に係る手数料	同	2,000	
(3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料	同	2,000	
(4) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加に係る手数料	同	300	
(5) 法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る手数料	同	500	

別表第50から別表第67まで 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区	分	金	額
(1) 省略			
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建			

(1) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。）第5条第1項本文の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき	2,000円	(法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円)
(2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき	2,000円	(法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円)
(3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料	1件につき	2,000円	(法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円)
(4) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加に係る手数料	1件につき	300円	

別表第50から別表第67まで 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区	分	金	額
(1) 省略			
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建			

建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料

ア 省略

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

(ア) 一戸建て住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 45,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

(イ) 共同住宅または長屋住宅

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 79,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 124,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの 203,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料

ア 省略

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 45,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

b 共同住宅または長屋住宅

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 79,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 124,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの 203,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

<u>ル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>添付がなされたものにあつては、48,000円)</u>
d <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>286,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円)</u>
e <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>552,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)</u>
f <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>969,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円)</u>
g <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,771,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)</u>

<u>一トール以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>添付がなされたものにあつては、48,000円)</u>
(d) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>286,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円)</u>
(e) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>552,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)</u>
(f) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>969,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円)</u>
(g) <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,771,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)</u>
<u>(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>	
a <u>一戸建て住宅</u>	
(a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)</u>
(b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)</u>

	あつては、8,300円)
<u>b 共同住宅または長屋住宅</u>	
<u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	39,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
<u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	62,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
<u>(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	107,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円)
<u>(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	159,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円)
<u>(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	287,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)
<u>(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	480,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円)
<u>(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	838,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)

ウ 省略	
(3)から(6)まで 省略	

注

1 および 2 省略
(新設)

3 および 4 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 省略	
(2) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請 (法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料 ア 省略 イ <u>申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u>	

ウ 省略	
(3)から(6)まで 省略	

注

1 および 2 省略

3 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた基準をいう。

4 および 5 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 省略	
(2) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請 (法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料 ア 省略 イ <u>申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u> (ア) 性能基準に適合するものとして認	

(ア) 一戸建て住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	42,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	46,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)

(イ) 共同住宅または長屋住宅

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	122,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	284,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	550,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、110,000円)

定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	42,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	46,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)

b 共同住宅または長屋住宅

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	122,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	284,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	550,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、110,000円)

<u>のもの</u>	あつては、128,000円)
<u>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	967,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円)
<u>g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1,769,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円)

<u>未満のもの</u>	あつては、128,000円)
<u>(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	967,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円)
<u>(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1,769,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円)
<u>(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>	
<u>a 一戸建て住宅</u>	
<u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)
<u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)
<u>b 共同住宅または長屋住宅</u>	
<u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	37,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
<u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	60,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)

ウ 省略	
(3)から(8)まで 省略	

注

1 から 7 まで 省略

8 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	157,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	285,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	478,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	836,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）
ウ 省略	
(3)から(8)まで 省略	

注

1 から 7 まで 省略

8 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。

基準をいう。

9 省略

以下省略

9 省略

以下省略